

## 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部改正に関する意見募集（パブリック・コメント）の実施結果について

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件の改正を検討するに当たり、下記の要領で意見募集を行い、御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見については、法務省告示の改正の検討に当たって参考とさせていただきます。

### 記

募集期間：平成17年7月11日（月）～同年8月12日（金）

応募件数：10件（電子メール10件）

意見の内訳：改正案に賛成とする意見が3件であったほか、6件において、下記1の意見が提出された。

なお、本件改正案以外に関する意見が1件あった。

### 1 寄せられた主な意見

- (1) 中国残留邦人の養子及び配偶者の婚姻前の子については、「6歳に達する前から引き続き同居し生活する」を「18歳に達する前から引き続き同居し生活する」とすることが妥当であり、また、家族の実態を重視することを望む。
- (2) 養子縁組の事情には、年齢を含めて様々なものがあるので、「6歳に達する前」とする合理的理由があるのか。「未婚未成年時から、かつ、1979年以前から」としてはどうか。
- (3) 「引き続き同居し生活する」を削除すべきである。
- (4) インドシナ難民と同様の取扱いかそれ以上の緩和、拡大に改めるべきである。
- (5) 告示でなく入管法で定義すべき。

### 2 意見等に対する考え方

- (1) 「6歳に達する前から引き続き同居し生活する」こととしたのは、学齢に達する前から、中国残留邦人の家族の一員として実子と同様に養育された者の入国を一律に認めようとするものです。

中国残留邦人については、それらの方々の置かれた事情により養子縁組をしたり、配偶者が中国残留邦人との婚姻前にもうけた子を養育するなど様々な事情があり、そのような事情のいかんを問わず、出入国管理及び難民認定法第7条の2に規定する在留資格認定証明書を交付し、また、入国審査官において上陸許可を決定できることの要件として、告示に定めようとするものです。

- (2) インドシナ難民については、国連総会において人道的援助の決議が採択される等、国際的枠組みでの人道支援の要請があり、これを踏まえた閣議決定を受けて取り扱われることとなったもので、その後、平成元年の入管法の一部改正に伴い、法務省告示が定められたという事情があります。

なお、告示に該当しないことをもって本邦に上陸することができないということではなく、出入国管理及び難民認定法第12条第1項の規定に基づき、それぞれの置

かれた事情，家族としての実態等を考慮し，上陸を許可することが可能となっていることについては従前と変わりませんので，そのような場合には，在留資格認定証明書交付申請によらずに，直接査証を申請することになります。